

奈良市公報

号外第8号

平成22年 3月26日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則… 1
- 奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則
……………13
- 奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則……15

告 示

- 放置自転車等の保管（2件）……………15
- 道路の区域変更……………16
- 道路の供用開始……………16
- 放置自転車等の保管（4件）……………16
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の再開の届出……………17
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の休止の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の再開の届出……………18
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出……………19
- 放置自転車等の保管……………19
- 奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者の募集……………19
- 放置自転車等の保管……………19

監 査

- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………19
- 奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程……………20

公 平 委 員 会

- 奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則……………21

農 業 委 員 会

- 定例総会の招集……………21

規 則

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則をこ

こに公布する。

平成22年 1月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第1号

奈良市都市景観条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市都市景観条例施行規則（平成2年奈良市規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

なら・まほろば景観まちづくり条例施行規則

第1条中「奈良市都市景観条例」を「景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及びなら・まほろば景観まちづくり条例」に改める。

第2条第5号中「広告塔（広告板を含む。）」を削り、同項第14号を削り、同項第15号中「高架道路、高架鉄道、」を削り、同号を同項第14号とする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条第2項及び第9条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第2章の章名中「都市景観」を「景観」に改める。

第2章第3節の節名を次のように改める。

第3節 景観計画区域内における行為

第11条から第13条までを次のように改める。

（大規模行為及び重点地区内行為の届出）

第11条 条例第17条の2第1項に規定する大規模行為及び重点地区内行為は、別表第2の左欄に掲げる地区ごとに同表の右欄に掲げる行為とする。

2 条例第17条の2第1項の規定による届出又は同条第4項の規定による通知をしようとする者は、大規模行為及び重点地区内行為届出（通知）書（別記第3号様式）2通を、市長に提出しなければならない。

3 前項の届出（通知）書には、それぞれ、省令第1条第2項に掲げる図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が添えることを要しないと認める図書については、この限りでない。

(1) 景観形成チェックリスト（第1項の行為について、条例第17条第2項に規定する景観計画ガイドラインに適合する旨を示したもの）

(2) 外部仕上表（日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度を表示したもの）

(3) 平面図

(4) 断面図

(5) 外構図

4 第6条第4項の規定は、第1項の届出をする場合について準用する。
(条例第17条の2第2項第2号の規則で定める行為)

第12条 条例第17条の2第2項第2号の規則で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地下に設ける建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却

(2) 仮設の工作物の新築、改築、増築、移転又は除却

(3) 次に掲げる法律又は奈良県条例若しくは奈良市条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議を行う行為で次に掲げる行為

ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第127条第1項又は第139条第1項の規定により届け出て行う行為

イ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第9条各項若しくは第10条各項の規定に基づく公園事業の執行、同法第13条第3項若しくは第14条第3項の規定により許可を受けて行う行為、同法第26条第1項の規定により届け出て行う行為、同法第56条第1項の規定による協議に係る行為又は同条第3項の規定による通知に係る行為

ウ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)第8条第1項の規定による許可を受けて行う行為又は同条第8項の規定による協議に係る行為

エ 奈良県立自然公園条例(昭和41年奈良県条例第23号)第7条各項の規定に基づく公園事業の執行、同条例第10条第3項の規定により許可を受けて行う行為又は同条例第12条第1項の規定により届け出て行う行為

オ 奈良県風致地区条例(昭和45年奈良県条例第43号)第2条第1項の規定により許可を受けて行う行為、同条第3項の規定による協議に係る行為又は同条例第3条の規定による通知に係る行為。ただし、条例第9条第1項の規定により指定された地区における行為を除く。

カ 奈良県自然環境保全条例(昭和49年奈良県条例第32号)第23条第4項の規定により許可を受けて行う行為、同条例第25条第1項の規定により届け出て行う行為及び同条例第33条第1項の規定による協議に係る行為のうち同条例第23条第4項ただし書の規定により許可を受けることを要しないもの又は同条例第25条第1項ただし書の規定により届け出ることを要しないもの

キ 奈良県文化財保護条例(昭和52年奈良県条例第26号)第18条第1項の規定により許可を受けて行う行為、同条例第19条第1項(同条例第46条において準用する場合を含む。)の規定により届け出て行う行為、同条例第33条第1項の規定により届け出て行う行為又は同条例第45条第1項の規定により許可を受けて行う行為

ク 奈良市文化財保護条例(昭和53年奈良市条例第7号)第11条第1項の規定により許可を受けて行う行為

(4) 奈良県公安委員会が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が周囲の景観を損なうおそれがないと認める行為
(行為の完了の届出)

第13条 条例第17条の5又は第17条の6第3項の規定による届出は、大規模行為及び景観形成重点地区内行為完了届出書(別記第3号様式の2)に行為の完了後の写真を添えて、市長に提出しなければならない。
第2章第3節中第13条の次に次の2条を加える。
(屋外広告物の表示等の届出)

第13条の2 条例第17条の6第1項の規定による届出の必要な大規模屋外広告物の表示等は、次に掲げる広告物の新設及び表示面積が増加することとなる変更とする。

(1) 条例第17条の2第1項に規定する届出を要する建築物等の敷地内に設置する全ての屋外広告物

(2) 屋上広告物

(3) 高さ5メートル(景観形成重点地区にあつては4メートル)を超える独立型屋外広告物

2 条例第17条の6第1項の規定による届出又は同条第2項の規定による通知をしようとする者は、大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出(通知)書2通を市長に提出しなければならない。

3 前項の届出(通知)書には、それぞれ、次に掲げる図書を添えなければならない。ただし、市長が添えることを要しないと認める図書については、この限りでない。

(1) 位置図

(2) 配置図

(3) 着色立面図(日本工業規格Z8721に定める色相、明度及び彩度を表示したもの)

(4) 建築物等の立面と屋外広告物の関係図

4 市長は、前項に規定する図書のほか、必要と認める図書を添えることを求めることがある。
(立入検査員証)

第13条の3 法第17条第8項に規定する証明書は、別記第3号様式の3によるものとする。
第14条第2項、第18条第2項及び第21条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。
別表中「、第12条」を削り、同表を別表第1とする。
別表第1の次に次の1表を加える。
別表第2(第11条関係)

地区の名称	行為の種類
歴史的景観形成重点地区	(1) 全ての建築物等の新築、増築、改築、移転又は除却
自然的景観形成重点地区	(2) 当該変更に係る建築物等の外観の面積が10平方メートルを超える
住宅地等景観形	修繕、模様替え又は色彩の変更

<p>成重点地区 まちなか景観形 成重点地区 沿道景観形成重 点地区のうち主 要幹線沿道区域</p>	<p>(3) 次のいずれかに該当する開発行為 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの イ 当該行為に伴い生ずる擁壁若しくははり面の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの (4) 次のいずれかに該当する開発行為を除く土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの イ 当該行為に伴い生ずる擁壁又ははり面の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの (5) 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超える木竹の伐採 (6) 次のいずれかに該当する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの イ 当該物件のたい積の高さが2メートルを超えるもの (7) 高さが1.5メートルを超える自動販売機の設置</p>		<p>積が500平方メートルを超えるもの ウ ア又はイに掲げる工作物以外の工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもので、建築物の上端から工作物の上端までの高さが5メートルかつ地盤面から当該工作物の上端までの高さが10メートル（鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するものにあつては15メートル）を超えるもの (3) 前2号の規模を超える建築物及び工作物において、当該変更に係る建築物等の外観の面積が10平方メートルを超える修繕、模様替え又は色彩の変更 (4) 次のいずれかに該当する開発行為 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの イ 当該行為に伴い生ずる擁壁又ははり面の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの (5) 次のいずれかに該当する開発行為を除く土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超えるもの イ 当該行為に伴い生ずる擁壁又ははり面の高さが2メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの (6) 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超える木竹の伐採 (7) 次のいずれかに該当する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積 ア 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを越えるもの イ 当該物件のたい積の高さが2メートルを超えるもの (8) 高さが1.5メートルを超える自動販売機の設置</p>
<p>沿道景観形成重 点地区のうち広 域幹線沿道区域</p>	<p>(1) 地盤面からの高さ（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第6号本文の規定により算定したものをいう。以下同じ。）が10メートルを超える建築物又は建築面積が500平方メートルを超える建築物の新築、増築、改築、移転又は除却 (2) 次のいずれかに該当する工作物の新設、増築、改築、移転又は除却 ア 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類する工作物で高さが15メートルを超えるもの イ 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類する工作物以外の工作物で、高さが10メートルを超える工作物又は築造面</p>	<p>景観形成重点地</p>	<p>(1) 次のいずれかに該当する建築物</p>

区を除く景観計画区域	<p>等の新築、増築、改築、移転又は除却</p> <p>ア 地盤面からの高さが15メートルを超える建築物等</p> <p>イ 建築面積が1,000平方メートルを超える建築物</p> <p>ウ 築造面積が1,000平方メートルを超える工作物</p> <p>エ 地上階数が3以上で、自己の居住の用に供する住宅以外の建築物</p> <p>(2) 前号のアからエの規模を超える建築物等において、当該変更に係る建築物等の外観の面積が10平方メートルを超える外観の変更</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する開発行為</p> <p>ア 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 当該行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの</p> <p>(4) 次のいずれかに該当する開発行為を除く土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓</p> <p>ア 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 当該行為に伴い生ずる擁壁又はのり面の高さが5メートルを超え、かつ、長さが10メートルを超えるもの</p> <p>(5) 当該行為に係る土地の面積が1,000平方メートルを超える木竹の伐採</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積</p> <p>ア 当該行為に係る土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの</p> <p>イ 土石、廃棄物、再生資源その他の物件のたい積の高さが3メートルを超えるもの</p>
------------	--

別記第1号様式及び第2号様式中「奈良市長様」を「(あて先)奈良市長」に、「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に、「記入して」を「記入し、代表者印を押して」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第 3 号様式 (第11条、第13条の 2 関係)

大規模行為及び景観形成重点地区内行為届出 (通知) 書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住所
(通知者) 氏名

印

次のとおり行為をしたいので、なら・まほろば景観まちづくり条例 第17条の 2 第 1 項 第17条の 6 第 1 項 の規
第17条の 2 第 4 項 第17条の 6 第 2 項

定により 届出
通知 します。

代 理 者	資 格	() 建築士	() 登録第	号	
	氏 名	印 担当者名			
	建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
	所 在 地	電話番号			
設 計 者	資 格	() 建築士	() 登録第	号	
	氏 名	印 担当者名			
	建築士事務所名	() 建築士事務所	() 知事登録第	号	
	所 在 地	電話番号			
工 事 施 工 者	氏 名	担当者名			
	営 業 所 名	建設業の許可 () 第	号		
	所 在 地	電話番号			
工 事 監 理 者	資 格	() 登録第	号		
	氏 名				
	営業所・事務所名	() 知事登録第	号		
	所 在 地	電話番号			
行 為 の 場 所 等	地 名 地 番	奈良市			
	地 区 ・ 名 称	大規模行為 () 地域) ・ 景観形成重点地区内行為 () 景観形成重点地区)			
	用 途 地 域		防火地域	防火地域・準防火地域・指定なし	
	その他の地域・地区等	高度地区 () m高度地区) 地区計画 () 地区計画区域)			
	敷 地 面 積	m ²	主要用途		
行 為 の 概 要	建 築 物	有 (別紙 1 添付) ・ 無	※ 変 更 の 届 出 の 場 合	建 築 物	
	工 作 物	有 (別紙 2 添付) ・ 無		工 作 物	
	開 発 行 為	有 (別紙 3 添付) ・ 無		開 発 行 為	
	土地形質の変更	有 (別紙 4 添付) ・ 無		土地形質の変更	
	木 竹 の 伐 採	有 (別紙 5 添付) ・ 無		木 竹 の 伐 採	
	物件のたい積	有 (別紙 6 添付) ・ 無		物件のたい積	
	広 告 物	有 (別紙 7 添付) ・ 無		広 告 物	
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日	

備考

- 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押してください。
- この届出書には関係図書を添えてください。
- 代理人と設計者が異なる場合は、設計者からの委任状を添えてください。
- 自動販売機の届出を行う場合は、工作物として届出をしてください。
- 工事監理者、工事施工者が未定の場合は、行為の着手までに届出をしてください。

別紙1

建築物の概要 (棟番号 /)

行為の種類	新築 増築 改築 移転 外観の変更 (修繕・模様替え・色彩の変更)		
	申請部分	既存部分	合計
建物用途			
敷地面積			m ²
建築面積	m ²	m ²	m ²
延床面積	m ²	m ²	m ²
建ぺい率			%
容積率			%
最高高さ	m	m	m
階数	地上階	地下階	
構造	造 一部 造		
屋外に設置する建築設備の種類及び高さ	高架水槽	m	その他 () m
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²	
	外観の変更に係る部分の見付面積	外壁 (窓等開口部を含む) m ²	屋根 (立面の面積) m ² 合計 m ²
	仕上げ (材料・方法)	色彩 (マンセル値)	
屋根			
外壁			
軒裏			
日よけテント (アクセント部分)			
アクセント部分の面積 (色彩の制限を超える場合に記入すること。)	方向	(アクセント部分の面積)	(各面の見付面積)
	東面	m ² < ()	m ² × 1/20 = () m ²
	西面	m ² < ()	m ² × 1/20 = () m ²
	南面	m ² < ()	m ² × 1/20 = () m ²
	北面	m ² < ()	m ² × 1/20 = () m ²
屋外広告物の有無	有 ・ 無		
敷地内の植栽の概要	樹種	高木	中木 低木
	樹高	m	m m
	本数		
	芝生等	芝生・その他 () m ²	
備考			

※ 最高高さ (PH等を含む。) は、最低地盤面からの高さとする。

別紙2

工作物の概要(番号)

行為の種類	新築 増築 改築 移転 外観の変更(修繕・模様替え・色彩の変更)		
種類			
高さ	m		
見付面積	合計 m ² (うち増改築部分の面積 m ²)		
構造	造 一部 造		
修繕若しくは模様替え又は色彩の変更に関する事項	立面の各面の合計面積	m ²	
	外観の変更に係る部分の見付面積	m ²	
	仕上げ(材料・方法)	色彩(マンセル値)	
基本部分			
その他の部分			
(アクセント部分)			
アクセント部分の面積(色彩の制限を超える場合に記入すること。)	方向	(アクセント部分の面積)	(各面の見付面積)
	東面	m ² <(m ²)×1/20=(m ²)
	西面	m ² <(m ²)×1/20=(m ²)
	南面	m ² <(m ²)×1/20=(m ²)
	北面	m ² <(m ²)×1/20=(m ²)
屋外広告物の有無	有 ・ 無		
自動販売機の概要			
高さ	m		
色彩	基本の部分	(マンセル値)	
	その他の部分	(マンセル値)	
備考			

別紙3

開発行為の概要

敷地面積			m ²
行為面積			m ²
開発後の用途			
擁壁	構造	造	
	高さ	m	
	延長	m	
のり面	生じるのり面の高さ		m
造成行為の概要	盛土量	m ³	
	切土量	m ³	
	総土量	m ³	
	造成宅地数	宅地	
備考			

別紙4

土地形質の変更（開発行為を除く土地の形質の変更、土石の類の採取又は水面の埋立て若しくは干拓）の概要

開発行為を除く土地の形質の変更	
行為面積	m ²
変更となる行為	
のり面	生じるのり面の高さ m
切土量	m ³
盛土量	m ³
総土量	m ³
造成宅地数	宅地
形質の変更後の用途	
土石の類の採取	
採取区域の面積	m ²
採取の目的	
採取土石類の種類	
採取量	
採取方法	
跡地の処理方法	
その他	
水面の埋立て又は干拓	
水面面積	m ²
埋立て（干拓）面積	m ²
施工の目的	
工事方法	
跡地の処理方法	
その他	

別紙5

木竹の伐採の概要

林地の場合			
行為の目的			
伐採面積	伐採方法	皆伐・択伐	
跡地の処理方法			
独立木の場合			
行為の目的			
樹高	m	1.5mの高さにおける幹の周囲長	m
樹齢	年		
その他			
備考			

別紙6

物件のたい積概要

行為地の面積				
たい積の規模	面積	m ²		
	高さ	m		
	その他			
たい積の種類	土石 ・ 廃棄物 ・ 再生資源 ・ その他 ()			
たい積の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
植栽等の措置				
敷地内の 植栽の概要	樹種	高木	中木	低木
	樹高	m	m	m
	本数	本	本	本
	芝生等	芝生・その他 ()		m ²
備考				

別紙7

広告物の概要(番号)

行為の種類		新規		変更			
意匠							
種類		<input type="checkbox"/> 屋上広告物	<input type="checkbox"/> 壁面広告物	<input type="checkbox"/> 塀垣広告物	<input type="checkbox"/> 広告塔	<input type="checkbox"/> 広告板	
		<input type="checkbox"/> アーチ広告物	<input type="checkbox"/> 電柱広告物	<input type="checkbox"/> 気球広告物	<input type="checkbox"/> 広告幕	<input type="checkbox"/> 立看板	
		<input type="checkbox"/> はり札	<input type="checkbox"/> はり紙				
数	量		照明	<input type="checkbox"/> 内照	<input type="checkbox"/> 外照	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 別紙に記入
形状寸法	横	m	高さ	m			
	縦	m	面積	㎡		<input type="checkbox"/> 別紙に記入	
管理者	住所						
	氏名	資格名	登録番号	第	号		
施工者	住所						
	氏名	奈良市屋外広告業登録 第 号					
各広告物ごとに使用する高彩度色の割合 ※	高彩度色のマンセル値	高彩度色の面積の割合		高彩度色数			
	_____/_____ _____/_____	高彩度色の合計面積 =	㎡	≤ 2色			
		≤ 広告物の面積 × 0.3 =	㎡				
	_____/_____ _____/_____	高彩度色の合計面積 =	㎡	≤ 2色			
		≤ 広告物の面積 × 0.3 =	㎡				
	_____/_____ _____/_____	高彩度色の合計面積 =	㎡	≤ 2色			
		≤ 広告物の面積 × 0.3 =	㎡				
備考							

※ 高彩度色(彩度の基準値に2を加えた彩度まで)を表示する場合は、次の事項に該当すること。

- (1) 高彩度色の表示面積の合計は、広告物ごとに30%以下であること。
- (2) 表示する高彩度色の数は、広告物ごとに2色までとすること。

別記第3号様式の次に次の2様式を加える。

第3号様式の2（第13条関係）

大規模行為及び景観形成重点地区内行為完了届出（通知）書

年 月 日

（あて先） 奈良市長

届出者 住 所

（通知者）氏 名

印

なら・まほろば景観まちづくり条例 第17条の2第1項 第17条の5
第17条の2第4項 第17条の6第2項 の規定により、次のとおり 届出 しま
す。

行 為 の 場 所	奈良市
行 為 の 種 類	建築物・工作物・開発行為・土地形質の変更・木竹の伐採・物件のたい積・広 告物
行為の届出（通知）日	年 月 日
適 合 通 知 日	年 月 日
適 合 通 知 番 号	
行 為 の 着 手 日	年 月 日
行 為 の 完 了 日	年 月 日
※ 事務処理欄	

備考

- 届出者が法人のときは、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記入し、代表者印を押してください。
- ※印欄は、記入しないでください。

第3号様式の3 (第13条の3関係)

(表)

第	号	証 明 書	
<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">写 真</div>		所 属 氏 名 (年 月 日生)	
<p>上記の者は、景観法第17条第8項の規定により、立入検査又は立入調査をすることができる者であることを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">奈良市長 印</p>			

(注) 裏面に景観法の抜粋を記載する。

別記第4号様式から第7号様式までの規定中 「奈良市
奈良市
長 様」を「(あて先) 奈良市長
教育委員会 様」を 奈良市教育委員

会」に、「奈良市都市景観条例」を「、なら・まほろば
景観まちづくり条例」に、「記入してください」を「記入
し、代表者印を押してください」に改める。

別記第8号様式中「職氏名」を「氏 名」に、「奈良市
都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」
に、「(裏面に奈良市都市景観条例の抜粋を記載する。)」
を「(注) なら・まほろば景観まちづくり条例の抜粋を記
載する。」に改める。

別記第9号様式、第11号様式及び第12号様式中「 奈良
市長 様」を「(あて先) 奈良市長」に、
「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづく
り条例」に、「記入してください」を「記入し、代表者印
を押してください」に改める。

別記第13号様式中「職氏名」を「氏 名」に、「、奈良
市都市景観条例」を「、なら・まほろば景観まちづくり条
例」に、「(裏面に奈良市都市景観条例の抜粋を記載する。)」
を「(注) なら・まほろば景観まちづくり条例の抜粋を記
載する。」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年1月29日掲示済)

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

平成22年1月29日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第2号

奈良市屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規
則

奈良市屋外広告物条例施行規則(平成14年奈良市規則第
42号)の一部を次のように改正する。

別表第1の5の(1)の表の備考欄以外の部分を次のように
改める。

- (1) 条例第5条第1号から第11号までに規定する地域又は
は場所に表示し、又は設置する場合

広告物を表示し、又はこれを掲出する物件を設置する地域及び場所	広告物の規格及び内容
1 歴史的風土特別保存地区	1 各広告物の表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大3平方メートル以下であること。 3 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものにあつては、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。

<p>2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域（歴史的風土特別保存地区を除く。）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた風致地区</p>	<p>1 各広告物の表示面積の合計は、7平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大4平方メートル以下であること。 3 イルミネーション、ネオンサイン又はこれらに類するものあっては、うす色の色彩のもので、かつ、点滅しないものであること。</p>
<p>3 1及び2以外の地域及び場所</p>	<p>1 各広告物の表示面積の合計は、10平方メートル以下であること。 2 各広告物の表示面積は、広告物ごとに最大6平方メートル以下であること。</p>

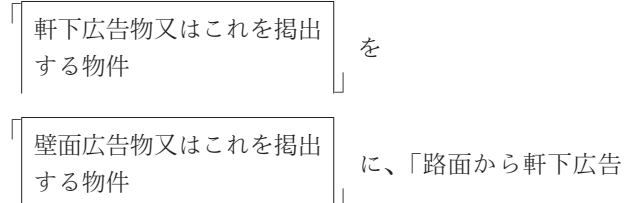
別表第1の5の(2)の表中「第5条第11号」を「第5条第12号」に改める。

別表第1の6の表中「10平方メートル」を「5平方メートル」に改める。

別表第2の1の表に次のように加える。

彩度の基準	色相	彩度	
			地色に使用する場合
	0.1R~10.0R	12.0以下	10.0以下
	0.1Y R~10.0Y R	12.0以下	10.0以下
	0.1Y~10.0Y	10.0以下	8.0以下
	0.1G Y~10.0G Y~10.0G	8.0以下	
	0.1B G~10.0B G	8.0以下	7.0以下
	0.1B~10.0B~10.0P B	8.0以下	
	0.1P~10.0P	8.0以下	
	0.1R P~10.0R P	10.0以下	8.0以下
<p>高彩度色（上記の数値に2を加えた彩度まで）を表示する場合は、次の事項に該当すること。</p> <p>(1) 高彩度色の表示面積の合計は、広告物ごとに30%以下であること。</p> <p>(2) 表示する高彩度色の数は、広告物ごとに2色までとすること。</p>			
<p>無彩色（N明度）は、9以下とする。</p>			

別表第2の2の表軒下広告物又はこれを掲出する物件の項中



<p>広告塔及び広告板又はこれらを掲出する物件</p>	<p>1 鉄道又は道路敷及びこれらから展望できる範囲で当該鉄道又は道路敷から100メートル以上の場所に設置し、かつ、広告物相互の間隔は、100メートル以上であること。ただし、次に掲げる場合は、距離及び間隔の制限をしない。</p> <p>(1) 自己の事業又は営業に関し、自己の事務所、事業所、営業所等に表示するもの</p> <p>(2) 鉄道の駅構内において表示するもの</p> <p>(3) 市街地において表示するもの</p> <p>2 景観形成重点地区内の次の場所においては、自己外のを掲出してはならない。</p> <p>(1) 交差点の側端又は曲がり角から5メートル以内</p> <p>(2) 横断歩道又は自転車横断帯から5メートル以内</p> <p>3 広告塔</p> <p>(1) 総表示面積は、60平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は、20平方メートル以下であること。ただし、自己外の用途にあっては、総表示面積は、20平方メートル以下であって、かつ、1面の最高の面積は、10平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 地上から広告物の上端までの高さは、木造にあっては10メートル以下であることとし、鉄骨造にあっては15メートル以下であること。</p> <p>4 広告板</p> <p>(1) 表示面積は、30平方メートル以下であって、かつ、地上から広告物の上端まで5メートル以下であること。</p>
-----------------------------	--

- ただし、自己外の用途にあっては、表示面積は、20平方メートル以下であること。
- (2) 公共用地を占用して設置されたベンチを利用するものにあつては、次の事項に該当すること。
- ア 広告物は、1個とすること。
 - イ 掲出場所は、背もたれの部分のみとすること。
 - ウ 大きさは、縦は15センチメートル以下、横は背もたれの幅の10分の6以下であること。
 - エ 表示面の地色は白色とし、文字文様は環境がもたらす背景色に調和する色を使用すること。
- (3) 自立し、移動可能な広告物（立看板等の簡易な構造のものを除く。）にあつては、次の事項に該当すること。
- ア 大きさは、縦1.8メートル以下、横1.2メートル以下であること。
 - イ 自己用のみに用いること。

別表第2の2の表広告幕（懸垂幕、横断幕、旗、のぼり等）又はこれを掲出する物件の項中「臨時興業」を「臨時興行」に改める。

別表第3中「軒下広告物」を「壁面広告物」に、「建植広告物」を「広告板」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市屋外広告物条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第1の5の表の規定は、この規則の施行の際現に存する自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示されている広告物又はこれを掲出する物件については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から、金属製のものについては20年間、その他のものについては10年間（施行日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするときは、当該改装、改造又は移転までの間）適用しない。当該期間内に奈良市屋外広告物条例の規定による許可が満了する場合は、当該許可の満了日まで同様とする。
- 3 新規則別表第1の6の表の規定は、この規則の施行の際現に存する自己の事業又は営業に関し自己の事務所、事業所、営業所等に表示されている広告物又はこれを掲出する物件については、施行日から3年間（施行日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするときは、当該改装、改造又は移転までの間）適用しない。
- 4 新規則別表第2の2の表の規定は、この規則の施行の際現に奈良市屋外広告物条例（平成13年奈良市条例第52号）の規定により許可を受けている広告物又はこれを掲出する物件については、施行日から、金属製のものにつ

いては20年間、その他のものについては10年間（施行日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするとき及び広告主の変更をしようとするときは、当該改装、改造又は移転及び広告主の変更までの間）適用しない。当該期間内に当該許可が満了する場合は、当該許可の満了日まで同様とする。

（平成22年1月29日揭示済）

奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年1月29日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市都市景観審議会規則の一部を改正する規則
奈良市都市景観審議会規則の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市景観審議会規則

第1条中「都市景観」を「景観」に改める。

第2条第2項中「奈良市都市景観条例」を「なら・まほろば景観まちづくり条例」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日において、この規則による改正前の奈良市都市景観審議会規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項及び第2項の規定により会長又は副会長に指定されている者は、この規則による改正後の奈良市景観審議会規則（以下「新規則」という。）第3条第1項及び第2項の規定により互選された会長又は副会長とみなす。
- 3 この規則の施行の日において、旧規則第5条第3項の規定により専門部会長に指定されている者は、新規則第5条第3項の規定により互選された専門部会長とみなす。
（平成22年1月29日揭示済）

告 示

奈良市告示第22号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年1月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年1月18日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁

<p>止区域</p> <p>4 保管場所 奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設</p> <p>5 引取期間 移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。</p> <p>6 引取時間 午前9時から午後4時30分まで</p> <p>7 引取りのための必要事項 (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。 (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。 ア 移動費 自転車 2,000円 原動機付自転車 4,000円 イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）</p> <p>8 連絡先 奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表 (平成22年1月18日揭示済)</p>	<p>奈良市告示第23号 奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。 平成22年1月19日 奈良市長 仲川元庸</p> <p>1 移動理由 自転車等放置禁止区域に放置されていたため。</p> <p>2 移動年月日 平成22年1月19日</p> <p>3 移動対象区域 近鉄西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域 以下省略 (平成22年1月19日揭示済)</p> <p>奈良市告示第24号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。 その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。 平成22年1月20日 奈良市長 仲川元庸</p>
--	---

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西部第792号線	三碓六丁目1101番地先から	前	2.4~3.4	58.0	
		三碓六丁目1166番地先まで	後	4.0~4.7	58.0	

(平成22年1月20日揭示済)

奈良市告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成22年1月20日から次のように道路の供用を開

始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成22年1月20日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	西部第792号線	三碓六丁目1101番地先から 三碓六丁目1166番地先まで	4.0~4.7	58.0	

(平成22年1月20日揭示済)

奈良市告示第26号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。
平成22年1月21日
奈良市長 仲川元庸

2 移動年月日
平成22年1月20日

3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成22年1月21日揭示済)

奈良市告示第27号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管し

1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 1月22日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年 1月22日
 - 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年 1月22日揭示済)

奈良市告示第28号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 1月25日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年 1月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年 1月25日揭示済)

奈良市告示第29号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 1月26日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年 1月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺及び近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年 1月26日揭示済)

奈良市告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年 1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
やまてクリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1-1ル・シエル学園前北ビル3F305号室B	平成22年 1月1日

(平成22年 1月27日揭示済)

奈良市告示第31号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃 止 年月日
学園前クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1-1ル・シエル3階	平成21年 11月30日
ヒカリ薬局	奈良県奈良市尼辻北町8-21	平成21年 10月1日
医療法人拓生会訪問看護ステーション サクライ	奈良県奈良市三碓町2143-1	平成22年 1月9日

(平成22年 1月27日揭示済)

奈良市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	休 止 年月日
社団法人奈良県看護協会立 桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789	平成21年 10月31日

(平成22年 1月27日揭示済)

奈良市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
社団法人奈良県看護協会立 桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789	平成22年1月4日

(平成22年1月27日揭示済)

奈良市告示第34号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	モリワキ居宅介護支援事業所	奈良県奈良市あやめ池北二丁目5-14	株式会社紅きらら	平成21年12月21日
新	モリワキ居宅介護支援事業所	奈良県奈良市疋田町二丁目1-21徳丸ビル2F	株式会社紅きらら	

(平成22年1月27日揭示済)

介護機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第35号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		開設者	休止した施設又は休止した事業の種類	休止年月日
名称	所在地			
社団法人奈良県看護協会立 桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護		平成21年10月31日 平成21年10月31日
社団法人奈良県看護協会	奈良県橿原市四条町288-8			

(平成22年1月27日揭示済)

介護機関から事業を再開した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年1月27日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市告示第36号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

指定介護機関		開設者	再開した施設又は再開した事業の種類	再開年月日
名称	所在地			
社団法人奈良県看護協会立 桜が丘訪問看護ステーション	奈良県奈良市七条二丁目789	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護		平成22年1月4日 平成22年1月4日
社団法人奈良県看護協会	奈良県橿原市四条町288-8			

(平成22年 1月27日揭示済)

奈良市告示第37号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年 1月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		
医療法人拓生会訪問看護ステーション サクライ	奈良県奈良市三碓町2143-1	居宅 訪問看護 介護予防 訪問看護	平成22年 1月 9日 平成22年 1月 9日
医療法人拓生会	奈良県奈良市三碓町2143-1		
ヒカリ薬局	奈良県奈良市尼辻北町 8-21	居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成21年10月 1日 平成21年10月 1日
有限会社アディティ	奈良県奈良市西大寺本町 3番 5-411号		

(平成22年 1月27日揭示済)

奈良市告示第38号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年 1月29日

奈良市長 仲川元庸

- 平成22年 1月27日
- 奈良市長 仲川元庸
- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 移動年月日
平成22年 1月27日
 - 移動対象区域
近鉄西大寺駅周辺、近鉄学園前駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成22年 1月29日
- 移動対象区域
近鉄平城駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成22年 1月29日揭示済)

監 査

奈良市告示第39号

奈良市営・コミュニティ住宅空家入居者を次のとおり募集します。

平成22年 1月29日

奈良市長 仲川元庸

次のとおり省略

(平成22年 1月29日揭示済)

奈良市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成22年 1月18日

奈良市監査委員 吉田 肇
同 中和田 守
同 北 良 晃
同 山中 益 敏

収集課
監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）
措置結果通知日 平成21年12月28日

奈良市告示第40号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し

【監査の結果】	【措置の内容】
勤務時間中に職場を離れ	平成19年12月から休憩時

た「中抜け」職員に対し、懲戒処分が出されたが、職員の管理体制を強化された。

間中の外出届制を採用している。

J R奈良駅周辺開発事務所
監査結果公表日 平成20年3月3日（奈良市監査委員告示第5号）
措置結果通知日 平成21年12月18日

【監査の結果】

【措置の内容】

J R奈良駅周辺地区土地区画整理事業清算金の滞納繰越分の収入未済額は、監査時において332,694円となっている。
今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。

清算金未払い者への個別訪問による徴収努力を続け、理解を得ることができなかった1件については、平成21年5月に差押えを行い、同年6月9日に収納いたしました。

下水道管理課
監査結果公表日 平成20年3月3日（奈良市監査委員告示第5号）
措置結果通知日 平成21年12月18日

【監査の結果】

【措置の内容】

下水道管理課の歳入における滞納繰越分の収入未済額は、監査時において農業集落排水事業分担金が5,320,000円、下水道事業費受益者負担金が17,171,940円、下水道使用料が19,304,132円及び水洗便所設備資金貸付回収金が7,185,500円となっている。
今後とも負担の公平性を確保するため、収入未済の解消に向け、一層の徴収努力を要望する。また、長期化した滞納債権である貸付回収金については、追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

農業集落排水事業分担金、下水道事業受益者負担金、下水道使用料の収入未済の解消策として、文書及び電話による催告、訪問徴収に努めています。さらに、平成21年度では滞納整理課と連携をして、滞納処分による債権回収に取り組んでいるところ。また、水洗便所設備資金貸付回収金については、弁護士等に相談して今後の対処方法について検討していきます。

企画総務課
監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）
措置結果通知日 平成22年1月7日

【監査の結果】

【措置の内容】

(2) 灰からセンター製品製作業務委託において、諸

(2) 指摘のあった事項について、受託者と、委託業

経費も積算され契約額に計上されているにもかかわらず、業務執行にかかる一部の消耗品等が別途支出されていた。契約書または仕様書において、市と受託者間の経費負担内容を明確にされたい。

務内容の確認をするともに、経費負担内容について協議しました。
平成20年度からは、契約条項を変更し、業務執行にかかる一部の消耗品等を適正処理しました。
なお、平成21年度からは、灰からセンターの事業を廃止しました。

環境清美工場
監査結果公表日 平成19年12月28日（奈良市監査委員告示第22号）
措置結果通知日 平成22年1月15日

【監査の結果】

【措置の内容】

(1) 一般廃棄物処分手数料及び衛生費雑入の滞納繰越分の収入未済額は、監査時においてそれぞれ16,793,280円、24,784,751円となっている。衛生費雑入の内訳は破砕スクラップ売却処分収入が19,507,334円、アルミスクラップ売却処分収入が2,233,585円、大型鉄売却処分収入が1,824,782円及び廃自転車売却処分収入が1,219,050円となっている。
今後とも収入未済の解消に向け、一層の徴収努力をされるとともに、滞納債権の追跡調査を徹底的に行い、法に基づく対処も検討されたい。

(2) アルミスクラップ売却処分収入において、本年度分も有価物として売却されているにもかかわらず、売却代金が未納となっていた。
滞納繰越を増やさないためにも、早急に対策を講じられたい。

(1) 一般廃棄物処分手数料及び衛生費雑入の滞納繰越分は定期的に催告通知を行いました。今後ともより一層の徴収努力を続けてまいります。また市滞納整理課との調整も図りながら徴収に努めてまいります。

(2) アルミスクラップ売却処分収入の滞納繰越分の収入未済額は、業者と協議し分割で納入となりました。今後ともより一層の徴収努力を続けてまいります。また市滞納整理課との調整も図りながら徴収に努めてまいります。

(平成22年1月18日掲示済)

奈良市監査委員告示第2号

奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成22年 1月22日

奈良市監査委員 吉田 肇
中和田 守
北 良 晃
山中 益 敏

奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程(平成14年奈良市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)」を「奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)」に改める。

附 則

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

(平成22年 1月22日揭示済)

公平委員会

奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 1月25日

奈良市公平委員会
委員長 中南 又彦

奈良市公平委員会規則第1号

奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

奈良市公平委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改める。

本則中「(平成13年奈良市条例第55号)」を「(平成21年奈良市条例第51号)」に、「奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則(平成14年奈良市規則第3号)」を「奈良市個人情報保護条例施行規則(平成21年奈良市規則第79号)」に改める。

附 則

この規則は、平成22年 4月 1日から施行する。

(平成22年 1月25日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第2号

平成22年奈良市農業委員会 1月定例総会を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成22年 1月20日

奈良市農業委員長 大西 崇夫

1 日時

平成22年 1月29日(金曜日) 午後2時

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 報告

- (1) 平成21年奈良市農業委員会事業報告について
- (2) 市街化区域内農地の転用届出に係る添付書類について

4 議案

- (1) 平成22年度奈良市農業委員会事業計画(案)について
- (2) 奈良市農業委員会規程の一部改正について
- (3) 奈良市農業委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正について
- (4) 農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の送付について

(平成22年 1月20日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。